

独立行政法人国立病院機構別府医療センター敷地内の建物を活用し
看護大学を設置・運営する学校法人の公募に関する要領
【基本仕様】

1. 趣 旨

医療内容の高度化・複雑化や多職種連携により医療を提供する現在の医療現場において、看護師には、高いレベルの知識・技術に基づき、自らが主体的に行動し判断を下していくことのできる能力が求められている。医療現場最大の人的資源である看護師が知識・技術レベルを一層高め、チーム医療における医師等との連携・協働のもと、患者ケアの中心的な役割を果たしていくことで、病院の生産性は向上し、患者に最善の医療を提供し続けていくことが可能となる。

独立行政法人国立病院機構別府医療センター附属大分中央看護学校は、現在、3年の修学年限で看護師の養成を行っている。しかし、国立病院機構をはじめ、社会に期待される看護職の役割を果たし、今後ますます複雑、高度化することが予測される医療に対応出来る看護師を育成するためには、現在の修業年限では困難な面がある。そのため、看護大学（看護学部の新設を含む。以下同意）との連携を行うことで、医療の質の向上に貢献できる人材の育成、確保を図っていきたいと考える。更に、将来的には、看護大学院との連携により、看護教育、看護管理に関する教育・研究機関として、指導者の育成にも努めたい。

独立行政法人国立病院機構別府医療センター（以下、「別府医療センター」という。）が持つ充実した教育環境を活かし、①臨床現場での教育を一層重視した4年間の看護基礎教育課程と、②チーム医療・地域医療を担う人間力を備えた有能な人材育成を目指していきたいと考える。特に、医療を担う人々の臨床現場の教育ニーズを受け止め、高度専門職業人の生涯教育の場として、その存在価値を発展させていく必要がある。

また、これに併せ、別府医療センターは、質の高い臨床実践の場と人材を大学・大学院での教育に活かすと同時に、育成された人材の受け皿となり、その能力を最大限発揮できるようにすることで、別府医療センターの医療を通じて地域社会に広く貢献していきたいと考える。

本要領は、以上のような趣旨を理解したうえで、別府医療センター敷地内の建物を活用し、看護大学を設置・運営しようとする学校法人の公募に関し、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

(1) 事業名等

独立行政法人国立病院機構別府医療センター敷地内における看護大学の設置・運営事業

(2) 事業の内容

上記(1)の事業を実施する学校法人（以下「大学等設置法人」という。）は、別府医療センターが指定する看護大学に係る建物を有償で借り受け、建物については必要な整備等を行った上で、別府医療センターと共通の教育理念に基づく教育カリキュラムに沿った看護大学を設置・運営する。

(3) 看護大学の規模（設置当初）

看護大学の1学年定員は80名程度。

(4) 看護大学の設置時期

看護大学の設置時期は令和7年4月1日までとする。また、看護大学院を設置する際は、設置が決定する段階で協議を別途行うこととする。

3. 貸付けを行う土地・建物の概要

別府医療センター附属大分中央看護学校部分

(1) 建物の構造・面積等

RC・H4 竣工、4階建（一部5階建）、建築面積2,951.95㎡、延床面積8,150.03㎡

詳細は別添建物面積表及び配置図参照

なお、建物周辺の土地の使用を必要とする場合は、大学等設置法人の決定後に別府医療センターとの間で協議を行い、別途土地賃貸借契約又は事業用定期借地権設定契約（建物所有を目的とする場合、公正証書によるものとする。）により貸付契約を締結する。なお、土地の賃借料については、賃貸借契約締結時点での時価によるものとする。

4. 応募資格及び大学等設置法人に求める条件

(1) 応募資格

原則として、以下の条件を満たしていること。

- ① 私立学校法第3条に規定する学校法人であること。
- ② 学校運営に関し相当の実績を有し、且つ、健全で安定的な運営が行われていること。
- ③ 既に厚生労働省が所管する職種を養成している大学であること。
- ④ 附属病院を有していない大学であること。
- ⑤ チーム医療に関する教育を行っていること。
- ⑥ 設置大学法人の所在が別府医療センターと比較的近い場所にあること。
- ⑦ 独立行政法人国立病院機構事務取扱細則（平成16年細則第6号）第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。

https://nho.hosp.go.jp/disclosure/cnt1-0_000437.html を参照のこと。

(2) 大学等設置法人に求める条件

ア 学校運営について

- ① 国民一人ひとりの健康と我が国の医療の向上をめざすという国立病院機構の理念を共有できること。
- ② 看護大学（看護大学院の設置がある場合を含む。以下同じ）の運営方針等について、別府医療センターと定期的に意見調整等を行うための常設組織を設置すること。
- ③ 臨地実習は、別府医療センター等の国立病院機構各病院の臨床現場を活用して行うことを基本とすること。
- ④ 効果的な教育運営のために、臨床現場の人材が看護大学の教育方針・方法等の決定に参画できる体制とすること。
- ⑤ 看護大学（看護大学院の設置がある場合を含む）の設置・運営のための整備及び運営に係る費用は、大学等設置法人の負担とすること。

イ 建物の貸付け等

① 建物

- ・建物について、定期建物賃貸借契約の締結による有償貸付けとし、賃貸借契約期間は、賃貸借契約開始日から20年間（令和7年4月1日～令和27年3月31日）とする。
- ・既存建物の整備等に要する費用は、大学等設置法人の負担とする。
- ・整備計画については、学生の在籍状況を踏まえるとともに、貸付を行う建物を活用して現に行っている別府医療センターの事業への影響を勘案し段階的な整備を行う。

② 備品・教材

現在、使用している備品類（机・椅子等）や教材（図書等）で別府医療センターに帰属するものについては、大学等設置法人が希望する場合は、協議の上、適正価格で売却する。

③ 施設管理経費

当該建物及び設備の維持管理経費（光熱水料、清掃委託費等）については、原則大学等設置法人の負担とするが、具体的な内容については看護大学の設置時期が決定する段階で協議する。

ウ 貸付物件予定賃借料等

- ・見積書においては看護大学に係る建物の1年当たり賃借料としての見込額を計上すること。
- ・賃借料については、不動産鑑定による評価、近隣の実勢価格等を勘案して、別府医療センターが算定する価格（予定価格）を下回らない価格で応募者が提示した見積額とする。なお、貸付物件に別途固定資産税等の公租公課が付される場合は、自治体等からの請求に基づき、応募者の実費負担とする。
- ・見積金額の算定に参考となる資料（建物図面や固定資産台帳などの写し）については、申し出があれば交付する。

5. 応募書類の提出等

（1）受付期間

令和4年1月31日（月）～令和4年4月1日（金）までの8時30分から17時15分までの受付期間内に、持参又は郵送により提出する（ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く）。

（2）提出先

独立行政法人国立病院機構別府医療センター 企画課長 丸田 永
〒874-0011
大分県別府市内竈1473番地
電話 0977-67-1111

（3）応募書類

ア 応募企画書（別添様式1）

① 法人の概要

- ・理念
- ・組織及び意思決定機関
- ・役員等名簿

- ・ 経営状況
- ・ 関連法人

② 看護大学の運営

- ・ 教育理念及び運営方針
 - ※看護大学が目指す教育理念、教育内容に対する考え方
 - ※別府医療センター等国立病院機構各病院との連携方針
 - ※看護大学の運営に関する提案等
- ・ 組織体制
- ・ 運営計画
 - ※学生定員
 - ※授業料・入学金等学生納付金
 - ※収支計画 等
- ・ 職員の確保対策
- ・ 学生の確保対策
- ・ 設置に向けた準備体制
- ・ 将来構想（看護大学院設置を含む）
- ・ ワークライフバランス等の推進に関する書類
- ・ その他、提案事項等

イ 建物の賃借料の見積書（封書に封入のこと）

- ・ 見積金額は年額の賃借料単価とし、消費税抜きの価格とすること。
- ・ 見積書は自社の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れて封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び『令和4年4月1日提出期限「独立行政法人国立病院機構別府医療センター敷地内における看護大学の設置・運営事業」の見積書在中』と朱書きすること。
- ・ 郵送（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に『令和4年4月1日提出期限「独立行政法人国立病院機構別府医療センター敷地内における看護大学の設置・運営事業」の見積書在中』の旨朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、提出期限内に上記「5.（2）」あてに送付すること。

ウ 委任状（別添様式2）

エ 4.（1）の応募資格確認書類

- ① 誓約書（別添様式3）
- ② 国立病院機構におけるコンプライアンス推進のお知らせ（別添様式4）

オ その他関係資料

- ① 寄附行為
- ② 法人登記簿謄本
- ③ 印鑑証明書
- ④ 財務関係書類（過去3期分の損益計算書、貸借対照表等財務関係決算書類）
- ⑤ その他、事業実績に関する資料等

（4）提出部数

- ア 応募企画書については、14部を提出する。ただし、応募企画書の1部は、法人の代表者の押印がある正本とし、他の13部はその写しとする。

イ その他関係資料については、正本各1部を提出する。

(5) 応募費用の負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

(6) 応募書類の著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、別府医療センターは、大学等設置法人決定の公表等で必要な場合は、応募書類等の内容を無償で使用できるものとする。なお、提出された応募書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。

(7) その他

ア 応募は、一応募者につき一提案とし、複数案の提出は認めない。

イ 応募書類に虚偽の記載があった場合、または、応募や選定審査を妨害するなど手続きの遂行に支障をきたす行為があったと認められる場合は、当該応募者の応募を無効とする場合がある。

ウ 必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

エ 必要と認める場合は、応募書類の提出後にヒアリングを実施する場合がある。

オ 当公募への応募に際し、知り得た情報は他に漏らしてはならない。

6. 大学等設置法人の決定等

(1) 大学等設置法人の決定方法

① 別府医療センターが設置する選定委員会（外部委員を含む。）において応募企画書等をもとに審査したうえで、決定する。なお、選定委員会の委員氏名及び議事は非公表とする。

② 契約年額は不動産鑑定による評価、近隣の実勢価格等を勘案して、別府医療センターが算定する価格（予定価格）を下回らない価格で応募者が提示した見積額とする。

(2) 審査項目

【応募企画書】

ア 法人の運営

① 理念・基本方針が公正・適切であり、別府医療センターの理念・目的と共通するものがあるか。

② 組織の構造・指揮命令系統・責任と権限が明確となっているか。

③ 財務状況が健全で安定的な運営が行われているか。

④ 看護大学の運営についての知見を有しているか。

イ 教育理念及び運営方針

① 公募の趣旨と合致した運営方針となっているか。別府医療センター及び国立病院機構への就職等人材育成・人材提供支援が出来る根拠資料を示すこと。

② 臨床現場での実習等における別府医療センター等国立病院機構各病院との連携方法は、公募の趣旨を踏まえたものとなっているか。

③ 看護実践能力の習得を重視する看護教育方法について具体的提案が行われているか。

④ 育成する看護師像、医療現場における役割等が明確であり、且つ、それらは公募の趣旨と合致しているか。

⑤ 就職支援の考え方は、卒業生の能力を考慮したものとなっているか。

- ⑥ 看護大学の運営に関し、医療現場のニーズを踏まえた積極的な提案があるか。
- ⑦ チーム医療に関する教育が行われているか。

ウ 組織体制

- ① 組織の構造・指揮命令系統・責任と権限が明確となっているか。
- ② 別府医療センターとの意見調整のための体制が整えられているか。
- ③ 臨床現場の人材が看護大学の教育方針・方法等の決定に参画できる体制となっているか。
- ④ 危機管理体制は確実か。

エ 運営計画

- ① 貸付け対象の建物等に対し学生定員は妥当な水準となっているか。
- ② 授業料・入学金等学生の納付金は私学等の一般的な水準となっているか。
- ③ 収支計画は、将来にわたって安定的に学校運営を行っていくことのできるものとなっているか。
- ④ 職員確保のための方策が具体的・現実的なものとなっているか。
- ⑤ 学生確保のための方策が具体的・現実的なものとなっているか。
- ⑥ 設置に向けた準備体制は実行可能なものとなっているか。

オ 将来構想

将来構想の有無。また、それは医療現場のニーズを踏まえた適切で、現実的な構想であるか。

カ その他、提案事項等

ク ワークライフバランス等推進企業として評価できる基準を満たしているか。

【応募者の提示した貸付物件賃借料】

別府医療センターが別途算定する価格(予定価格)を下回らない見積額となっているか。

(3) 見積書の開封日時及び場所

見積書は、以下の日時及び場所において、応募者立会いのもと、開封を行う。

令和4年4月15日(金) 14時00分 小会議室

(4) 審査結果

審査結果は、応募者全員に対し文書で通知する。なお、大学等設置法人の決定は、令和4年4月末日までを目途に行う。

7. 企画書及び見積書提出後の引換等の禁止

企画書及び見積書の提出者は、その提出した企画書及び見積書の引換、変更又は取消しをすることができない。

8. 見積書の無効

下記の事項に該当するものは無効とする。

- ① 応募資格がない者が提出したもの。
- ② 捺印がないもの。
- ③ 案件名等に重大な誤りのあるもの。
- ④ 見積書記載金額の不明確なもの。
- ⑤ 見積書記載金額を訂正したもの。

- ⑥ 応募資格（代理人を含む）の氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者氏名）が判然としないもの。
- ⑦ 誤字・脱漏・汚染・塗抹等により不明瞭なもの。
- ⑧ 「5.（1）」の受付期間内に提出しないもの。
- ⑨ 明らかに談合によると認められるもの。
- ⑩ 談合情報等に関する事情聴取を求めた際、それに応じない者が提出したもの。
- ⑪ 談合等の事実がないことを確認する書面の提出を求めた際、それに応じない者が提出したもの。

9. 代理人による競争、契約

- ① 代理人が競争する場合には、見積書に参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、別添様式2「委任状」を提出しなければならない。
- ② 参加者又はその代理人は、本件事業に係る競争について、他の参加者の代理人を兼ねることはできない。

10. その他

（1）大学等設置法人の決定の取消し

大学等設置法人として決定した学校法人が、看護大学の設置に向けた準備を進める過程で、応募企画書と著しく異なる方針を取った場合には、別府医療センターは当該学校法人を大学等設置法人とした決定を取り消す。

（2）公募等に付随する事項に係る協議

大学等設置法人の公募等に付随する事項で本要領に定めのないものについては、別途協議する。

（3）契約書作成の要否

要（別紙定期建物賃貸借契約書（案）による）。

建物面積表

符号	建物名	構造	階数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)
①	看護学校教室棟	RC	4F	789.15	2,978.78
②	看護学校宿舎棟	RC	5F	728.55	3,543.71
③	看護学校食堂棟	RC	1F	458.30	458.30
④	看護学校体育館	RC	2F	725.73	919.02
⑤	駐輪場	S	1F	130.11	130.11
⑥	受水槽及び受電設備	—	1F	120.11	120.11
	計			2,951.95	8,150.03